

第596回茨城県内水面漁場管理委員会 次第

日時：令和4年10月6日（木）

午後2時から

場所：茨城県水戸合同庁舎5階会議室兼厚生室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員 名，出席委員 名，欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員 委員

5 議 題

第1号議案 しらすうなぎ特別採捕許可について（協議）

第2号議案 令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案
に対する意見について（協議）

6 報告事項

（1）資源管理の状況等の報告

（2）久慈川アユ友釣り教室の結果について

7 その他

8 閉 会

うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針

(趣 旨)

第1 茨城県内水面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第74号。以下「規則」という。）第41条第1項に規定する試験研究等の採捕許可のうち、国内での増養殖用におけるうなぎ種苗の採捕許可（以下「特採許可」という。）に関しては、規則の規定によるほか、この取扱方針の定めるところによる。

(定 義)

第2 この取扱方針においてうなぎ種苗とは次の表に掲げるものをいう。

種 類	定 義
しらすうなぎ	全長6センチメートル未満のもの
たねうなぎ	全長6センチメートル以上 23センチメートル以下のもの

(適用範囲)

第3 この取扱方針は、内水面に適用する。

(許可の基準)

第4 特採許可は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して適用する。

採捕区域	許可の対象者	採捕目的
共同漁業権漁場	漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗 (2) 養殖用種苗

(採捕区域)

第5 特採許可により採捕できる区域は、特採許可を受けた者が免許を受けている共同漁業権漁場の区域内とする。

(採捕の期間)

第6 特採許可により採捕できる期間は、次の表に掲げる期間とする。

種苗の種類	採 捕 期 間
しらすうなぎ	12月1日から翌年4月30日まで
たねうなぎ	5月1日から10月31日まで

(採捕従事者等)

第7 特採許可を受けた者が、特別採捕に従事する者（以下「採捕従事者」という。）を

選定する場合は、当該組合の所属組合員であって、かつ、規則第10条第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない者でなければならない。なお、採捕従事者は、採捕を補助する者をおくことができる。

(使用漁具)

第8 採捕に使用する漁具は、うなぎ手繰網、ふくろ網のうち長ぶくろ網並びに掛ぶくろ網、すくい網のうち火光利用すくい網、ひき網、笹浸、せん及び竹筒とし、統数については別途定める。

(許可の申請)

第9 特採許可を受けようとする者は、規則に定める申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 採捕の区域図
- (2) 採捕した種苗の供給計画書
- (3) その他必要と認める書類

(申請の時期)

第10 特採許可を受けようとする者は、原則として採捕実施予定日の50日前までに申請しなければならない。

(制限又は条件)

第11 特採許可に際しては、次の制限又は条件をつける。

- (1) 特採許可を受けた者は、採捕従事者に対し、顔写真を貼付した別記様式第1号の特別採捕従事者証（以下「従事者証」という。）を交付しなければならない。
- (2) 採捕従事者は、特別採捕に際しては前号の採捕従事者証を携帯しなければならない。
- (3) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。
- (4) 特採許可を受けた者は、知事が採捕の状況について中間報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (5) 特採許可を受けた者は、知事が出荷先及び出荷数量について報告を求めた場合、これに応じなければならない。
- (6) 船舶の航行を妨げてはならない。
- (7) 採捕従事者又は採捕補助者（以下「採捕従事者等」という。）が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
- (8) この特採許可により採捕したうなぎ種苗については、輸出貿易管理令に基づく場合を除き、国外への輸出を禁じる。
- (9) 国内全ての養殖場におけるにはんうなぎ池入量が国告示の上限数量に達し、国よりしらすうなぎの採捕を停止する措置を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (10) その他必要と認める事項

(報告)

第12 規則第41条第5項に基づく報告は許可期間終了後1ヵ月以内とする。

(採捕従事者等が違反した場合の措置)

第13 特別採捕の許可を受けた者が特別採捕許可の内容に違反した場合は、規則に定めるもののほか、次の措置を行う。

採捕従事者等が違反して特別採捕を行った場合には、違反の事実が確認された日から当該採捕期間満了日まで採捕従事者等から除外する。また、悪質な違反の場合は、次年度の特採許可にあたり、採捕従事者等として認めない。

(委 任)

第14 この方針の施行に関し、必要な事項は、要領で定める。

付 則

- 1 この方針は、昭和52年11月19日から施行する。
- 2 この方針は、廃止する。
 - (1) うなぎ種苗の特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）
 - (2) たねうなぎの特別採捕許可等に関する取扱方針（昭和52年 4月19日施行）

付 則

- 1 この方針は、平成12年11月 8 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成18年10月 6 日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成26年10月16日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、平成27年11月17日から施行する。

付 則

- 1 この方針は、令和 3 年 3 月17日から施行する。

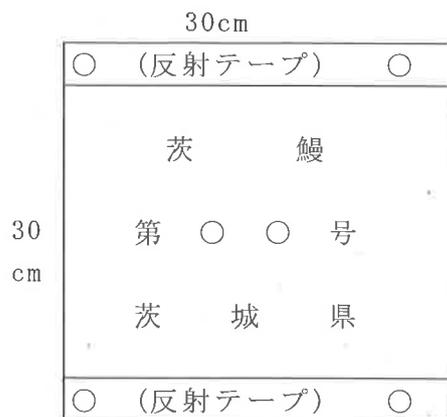
令和 年度 ○○○特別採捕従事者証

- 1 従事番号 第 号
- 2 使用漁具及び統数
- 3 使用船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数
(4) 推進機関の種類及び馬力数
- 4 採捕従事者及び採捕補助者

	住 所	氏 名	年 齢 性 別	写 真
採捕従事者				
採捕補助者				

- 5 採捕の区域
- 6 採捕従事期間
- 7 採捕従事条件
 - (1) 採捕従事者は、特別採捕に際しては採捕従事者証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕に際しては、船舶の航行を妨害してはならない。
 - (3) 採捕従事者又は採捕補助者が特採許可の内容に違反したときは、この特採許可の全部又は一部を取り消し、又は制限することがある。
 - (4) 採捕する場合には、別記様式第2号のゼッケンを着用しなければならない。

様式第 2 号



注) 1 地色は黄色
文字は黒色

(参考)

内水面漁業調整規則第41条第2項第4号の使用船舶及び
第8号の採捕に従事する者の住所及び氏名の記載例

採捕に従事する者の住所及び氏名		使用船舶					採捕従事者を補助する者の住所及び氏名	
住所	氏名	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	所有者氏名	住所	氏名
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●	●●●●
							△△△△	△△△△
							□□□□	□□□□
							◆◆◆◆	◆◆◆◆
〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇〇	〇〇	●●●●	●●●●
							△△△△	△△△△
							□□□□	□□□□
							◆◆◆◆	◆◆◆◆

しらすうなぎの特別採捕許可要領

(昭和52年11月19日制定)

改正 平成19年11月14日

(趣 旨)

第1 この要領は、しらすうなぎの特別採捕のため、うなぎ種苗の特別採捕許可取扱方針（昭和52年11月19日施行。以下「方針」という。）の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象者)

第2 特別採捕は、次の表に掲げる条件を満たす者に対して許可する。

採 捕 区 域	許 可 の 対 象 者	採 捕 目 的
利根川本流	はさき漁業協同組合	(1) 河川放流用種苗
利根川及び常陸利根川	常陸川漁業協同組合	(2) 養殖用種苗

(採捕数量)

第3 特別採捕により採捕できる数量は、許可の対象者ごとに次の事項を勘案して定めるものとする。

- (1) 前年度の採捕状況及び供給状況
- (2) 当該年度の需給状況
- (3) 資源状況

(漁具の種類及び統数)

第4 特別採捕により使用できる漁具の種類及び統数の最高限度は、許可の対象者ごとに定め、次の表に掲げるとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	統 数
はさき漁業協同組合	掛ぶくろ網	50
常陸川漁業協同組合	ひき網	20
	火光利用すくい網	50

(採捕の区域)

第5 特別採捕により採捕できる区域は、次の表に掲げる区域とする。

許可の対象者	採 捕 の 区 域
はさき漁業協同組合	利根川のうち茨内共第1号共同漁業権の漁場区域

常陸川漁業協同組合	利根川及び常陸利根川のうち茨内共第2号共同漁業権の漁場区域
-----------	-------------------------------

(漁具の制限)

第6 特別採捕に使用することができる漁具の規模は、次の表に掲げる範囲とする。

漁具の種類	規 模 の 範 囲
掛ぶくろ網	一張りの規模は袖網の片袖が仕立上がり全長18メートル以内、ふくろ網の仕立上がりが全長9.5メートル以内のもの。上記の規模の掛ぶくろ網5張りを1カ統と称する。
ひき網	1カ統の規模は仕立上がり全長10メートル以内のもの。網口枠は縦1.5メートル、横4.5メートル以内のもの。

第7 前項に規定する漁具の規模は、許可の制限又は条件として付加する。

(採捕従事者数)

第8 特別採捕により採捕に従事する者の数は、漁具の種類ごとに定め、次の表のとおりとする。

許可の対象者	漁具の種類	従事する者の数(人)
はさき漁業協同組合	掛ぶくろ網	50
常陸川漁業協同組合	ひき網	20
	火光利用すくい網	50

第9 前項に規定する採捕に従事する者の数は、許可の制限又は条件として付加する。

第10 方針第11の(3)に定めるゼッケンは知事が許可受有者に貸与する。

第11 第10により貸与されたゼッケンは、それぞれの許可の対象者が適切に保管するものとする。

第12 方針第9に定める「その他必要と認める書類」は、誓約書(別記様式)とし、はさき及び常陸川漁業協同組合に提出を課する。

付 則

この要領は、昭和52年11月19日から施行する。

付 則

この要領は、昭和59年11月9日から施行する。

付 則

この要領は、平成7年11月6日から施行する。

付 則

この要領は、平成18年11月20日から施行する。

付 則

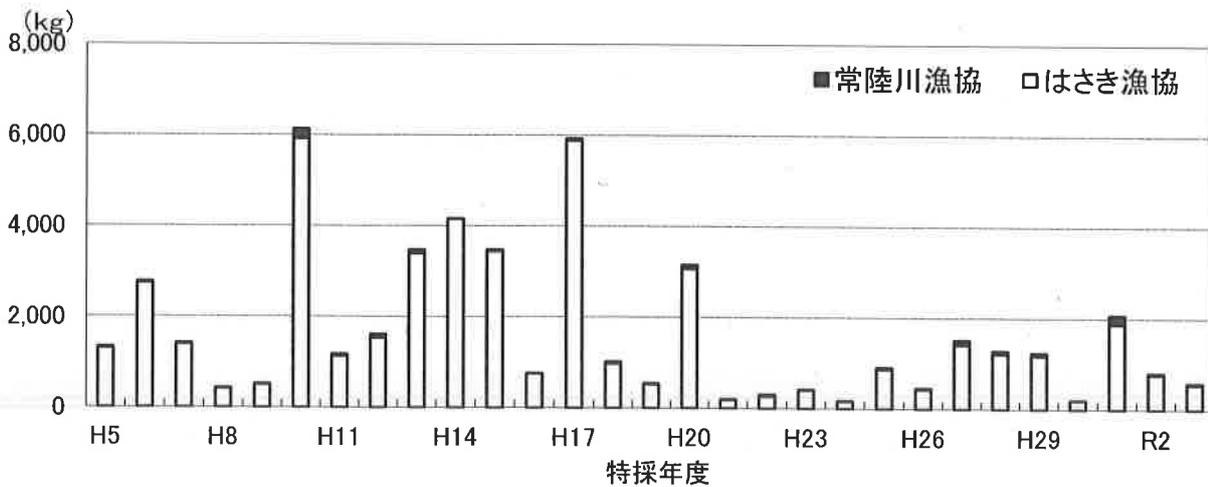
この要領は、平成19年11月14日から施行する。

しらすなぎ採捕量の推移

単位：kg

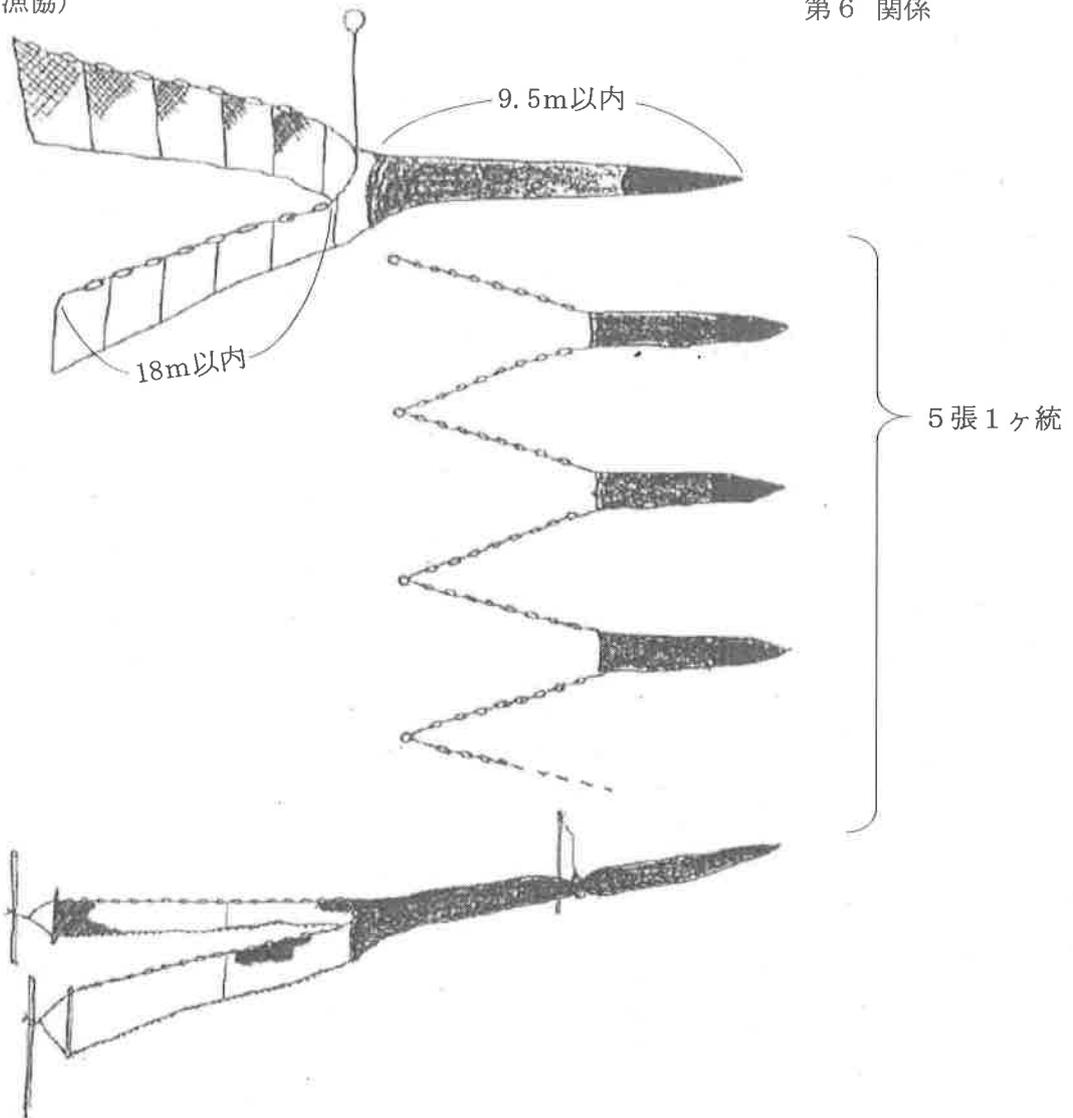
漁期	採捕数量		
	はさき漁協 (波崎共栄漁協)	常陸川漁協	計
平成5年	1,294	37	1,331
平成6年	2,734	35	2,769
平成7年	1,385	29	1,414
平成8年	416	13	429
平成9年	502	17	519
平成10年	5,913	221	6,135
平成11年	1,127	51	1,178
平成12年	1,528	85	1,613
平成13年	3,386	82	3,468
平成14年	4,145	15	4,150
平成15年	3,436	42	3,478
平成16年	754	8	762
平成17年	5,877	49	5,926
平成18年	974	50	1,024
平成19年	520	26	546
平成20年	3,060	91	3,151
平成21年	181	21	202
平成22年	265	43	308
平成23年	409	15	424
平成24年	164	10	174
平成25年	866	43	909
平成26年	430	30	460
平成27年	1,410	107	1,517
平成28年	1,210	73	1,283
平成29年	1,176	63	1,239
平成30年	196	7	203
平成31年	1,873	200	2,073
令和2年	764	39	803
令和3年	547	37	584

※漁期は当該年の12月～翌年4月末まで



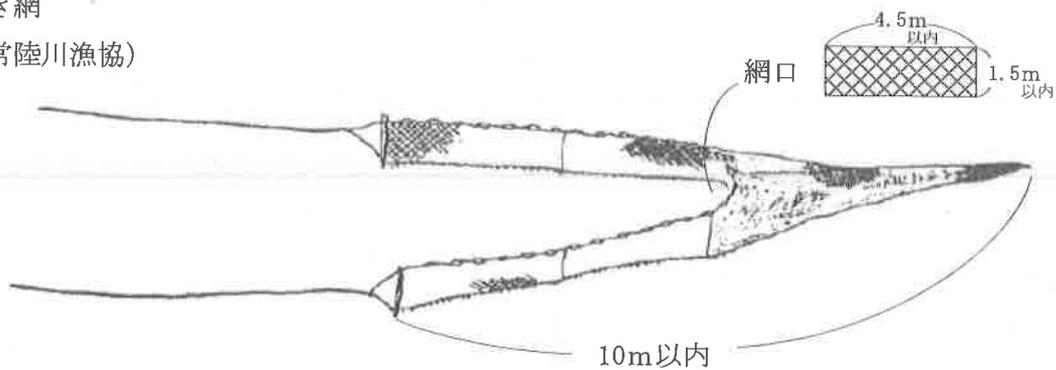
うなぎ掛ぶくろ網
(はさき漁協)

しらすうなぎ特採要領
第6 関係



漁 法： 一般的には夜間，上げ潮時，水深2～4mのところに網口を河口に向けて，袖網の間を10mほど開いて漁具を設置する。浮玉は水深と潮流の強弱によって袋網の位置を調節するため1個つける。袋網は随時揚げしらすうなぎを採捕する。

ひき網
(常陸川漁協)



4水管第1915号
令和4年8月31日

都道府県知事 殿

水産庁長官

令和5年漁期におけるウナギの持続的利用のための資源管理の推進について

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「内水面振興法」という。）第26条に基づく農林水産大臣の許可制度のもと、うなぎ養殖業については、シラスウナギの池入数量の制限を行っていること及び国際的にウナギの資源管理に取り組んでいることから、シラスウナギの採捕は、この状況を踏まえた措置を講じる必要がある。

また、令和2年12月に改正された漁業法（昭和24年法律第267号）において、特定水産動植物採捕の罪等が創設され、あわび、なまことともにうなぎの稚魚（全長13センチメートル以下のうなぎをいう。）が特定水産動植物に指定（うなぎの稚魚への適用は令和5年12月1日）されており、大幅に罰則が強化されていることなどを踏まえ、より一層、関係機関と緊密な連携を図り、徹底した指導・取締りを行っていく必要がある。

加えて、産卵に向かう下りウナギの採捕の制限を推進することとし、海面でウナギを採捕する漁業を含めて、ウナギを採捕する漁業者の全てが資源管理に関わる体制を作っていく必要がある。

以上を踏まえ、各都道府県におかれては、関係者による資源管理対策に係る話合いと検討を加速させるとともに、令和5年漁期におけるシラスウナギの許可の運用については別紙1、ウナギの漁獲抑制及び増殖義務の履行については別紙2、シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行にあっては、「シラスウナギを採捕する漁業の知事許可漁業への移行について」（令和3年10月8日付け3水管第1707号水産庁長官通知）を踏まえて対応することとして、関係者に対し指導されたい。

令和5年漁期におけるシラスウナギ採捕に係る許可の運用について

1 シラスウナギ採捕数量報告の適正化について

令和2年12月に特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律(令和2年法律第79号。以下「水産流通適正化法」という。)が成立し、令和4年12月までに施行されることとなっている。この法律は、違法に採捕された水産動植物の流通を防止するため、採捕者による漁獲番号の記録及び取扱事業者間における情報の伝達並びに取引記録の作成をすることにより特定の水産動植物の流通の適正化を図るものである。うなぎの稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎをいう。)については、密漁や採捕数量の未報告・過小報告が問題となっていることから、同法における規制の対象となる特定第一種水産動植物として令和4年4月26日に指定されており、令和7年12月1日から適用されることとなっている。

採捕数量の未報告・過少報告の要因について、密漁だけではなく、特別採捕許可の運用において、採捕数量の上限が自県の池入数量を下回るほど過度に制限されているなど、正確な採捕数量の報告が行われにくい規制をしていることが指摘されていることから、水産流通適正化法における規制の運用及び知事許可漁業への移行も見据え、採捕・流通の実態を正確に把握し、現行の特別採捕許可の運用に問題がないかを検証されたい。

については、令和5年漁期(令和4年11月1日～令和5年10月31日)の特別採捕許可又は漁業の許可(以下2つを併せて単に「許可」という。)の運用においては、以下の措置を講じられたい。

なお、許可の運用を見直す際には、採捕者、うなぎ養殖業者、内水面漁業者等で構成される協議会を設けることなどにより、関係者間の調整を図ることについても留意されたい。

- (1) 採捕数量と出荷先ごとの出荷数量についての定期的な報告を採捕者に義務付けること。
- (2) 採捕数量の報告を徹底するため、正しく報告を行わなかった者に対して翌年漁期の許可を行わないことを原則とすること。
- (3) 採捕者数について管理が行き届く範囲内の妥当な人数とすること。
- (4) 都道府県内においてシラスウナギの安定的な採捕が見込まれるにもかかわらず、採捕の上限が当該都道府県下の養殖場の池入れに必要な数量よりも相当程度低く設定されているようなケースは、未報告や過少報告を発生させる要因にもなる。

このことから、採捕されたシラスウナギを当該都道府県内の養殖用種苗の供給に限定している場合には、採捕数量の上限を当該都道府県下の養殖場のニホンウナギの池入れに必要な数量を満たすものとする。

また、当該都道府県下の池入数量以上の採捕が見込まれる都道府県においては、

供給先を当該都道府県内の供給に限定する必要はなく、採捕数量の上限を定める必要もない。

(5) シラスウナギの正確な採捕報告を担保するため、採捕した種苗の一次出荷先をあらかじめ指定する場合には、当該出荷先に出荷することを遵守させること。

(6) 許可を受けた採捕者が指定された出荷先以外に、より高い価格で販売し、その分を報告しない、過少報告するなどが指摘されている。このことから、都道府県において指定された出荷先への販売価格を設定している場合において、その設定価格が、市場価格に比べて低いときには、そのことが未報告や過少報告を発生させる要因となっていないか再点検し、必要な運用の見直しを行うこと。

なお、価格決定の体制及びその価格が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反するものとならないよう十分留意されたい。

2 採捕期間について

許可の期間は、原則として、令和4年12月1日から令和5年4月30日までの間で設定することとし、養殖用種苗の需要見込み量を勘案する一方で、ウナギ資源の保護に必要な河川遡上量の確保の観点から、適切な期間を設定されたい。

なお、土用丑の日の前後の需要期における養殖ウナギの安定供給のため早期にシラスウナギが必要となる場合には、採捕開始時期を12月1日より前に設定して差し支えないが、前倒しする期間を上回る許可終了時期の繰上げを行うとともに、漁業調整上の問題を惹起しないよう、隣接する漁場を管轄する関係都道府県と事前に十分調整すること。

3 シラスウナギ採捕の停止措置について

日本国内における、内水面振興法第26条に基づく、うなぎ養殖業における池入数量の制限に加え、令和3年1月からは国内の池入数量が一定以上となった場合には、台湾、韓国に対する輸出を認めることとなった。

このことから、国内全ての養殖場のニホンウナギの池入数量が令和5年漁期の池入数量の上限（21.7トン）に達すると見込まれる場合であって、輸出に向けられるシラスウナギの需要量が満たされたと水産庁が判断し、都道府県に通知した場合には、知事がシラスウナギの採捕を停止できる規定を設けられたい。

4 採捕に関する指導・取締りについて

シラスウナギの採捕、流通、輸出等の実態把握を行い、採捕数量報告の未報告又は過少報告が生じないよう適切な指導を行うとともに、取締りを徹底されたい。

また、密漁対策として、

- ・許可を受けた採捕者及び採捕従事者名簿の届出

- ・許可を受けた採捕者及びその従事者を確認できる写真付き証明書の発行
 - ・現場で確認できるワッペンや帽子等の着用
 - ・採捕に関する記録（従事者名簿、実施計画・結果等）の簿冊の備付け
 - ・採捕従事者証を発行する場合には、従事者証紛失時の届出義務や従事者でなくなった場合の回収
- 等の措置を積極的に検討すること。

ウナギの漁獲抑制と第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖義務の履行について

1 産卵に向かうウナギの漁獲抑制

産卵のため河川から海に下るウナギの保護については、地域ごとの話し合いを進めていただいた結果、内水面漁場管理委員会指示や海区漁業調整委員会指示による禁漁期間の設定、漁業者の自主的措置による禁漁期間の設定や再放流等の取組が各地で実施されているものの、まだ一部の地域にとどまっております十分とは言えない。

平成30年7月、全国内水面漁場管理委員会連合会と全国内水面漁業協同組合連合会が連携して、全国の内水面において下りウナギの保護に取り組む方針を共同決議したところであり、下りウナギの保護が確実に全都道府県で実施されるよう、未実施の都道府県におかれては、都道府県内における関係者による話し合いを更に促進されたい。

2 海面におけるウナギの漁獲抑制

ウナギは内水面のみならず沿岸域にも生息しており、海面においてもその採捕が行われている。ウナギの持続的利用のための資源管理においては、内水面のみならず海面を含めてウナギを採捕する漁業者の全てが一定の役割を果たしていくことが必要である。

については、近年、内水面においてウナギの資源管理の取組を強化してきていることを踏まえて、海面においても、まずは内水面における下りウナギの保護の効果を損なわないようにするため、再放流等による下りウナギの保護や、下りウナギを対象とした漁業の自粛など資源管理の強化に向けて、関係者による話し合いを促進されたい。

3 第五種共同漁業権対象魚種としてのウナギの増殖について

第五種共同漁業権の免許を受けた漁業協同組合（以下「漁業権者」という。）は、漁業法第168条の規定により増殖を行う必要があり、ウナギを漁業権対象魚種としている漁業権者の多くは、これまで養鰻業者等からウナギを調達してこれを放流することでこの増殖義務を果たしている。

一方で、近年のニホンウナギの稚魚の不漁に伴い、池入種苗の不足を補うため、東南アジアに生息するビカーラ種やアメリカに生息するロストラータ種等、ニホンウナギ以外のウナギ（以下「異種ウナギ」という。）の稚魚を輸入して養殖する動きが見られており、増殖義務を果たすためにこれら異種ウナギを調達・放流する可能性が生じている。

しかしながら、ニホンウナギを対象魚種としている漁業権については、異種ウナギを放流しても増殖義務を果たしていると言えない。

また、このような異種ウナギが放流された場合、寄生虫や病原菌が持ち込まれたり、生息場所や餌の競合からニホンウナギの生息が脅かされたりする危険性があることか

ら、各漁業権者が放流によって増殖義務を果たすために養鰻業者等からウナギを調達する際には、異種ウナギが混入していないことを十分に確認し、異種ウナギが放流されることのないよう、関係者へ指導されたい。

なお、ニホンウナギの漁獲量が長期的に低水準にあることを踏まえ、例えば、堰堤等により移動が妨げられている滞留魚の汲上げ放流や汲下ろし放流、人工芝マットや石倉を利用した簡易魚道の設置を行う等、従来の手法に囚われることなく、これまで以上に増殖行為の多様化・効率化に取り組まれるよう、漁業権者に対し指導・助言されたい。

令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会中央提案 に対する意見について

令和4年10月6日
茨城県内水面漁場管理委員会事務局

1 提案書取りまとめスケジュール

R4.9	第1回漁場管理対策検討会	全内漁管連の役員会内に設置された検討会において、中央提案素案を作成。
R4.10	各都道府県の委員会	中央提案素案に対する意見の審議。
R4.10～11	各ブロック協議会 (東日本・中日本・西日本)	各都道府県委員会からの意見を、ブロック各県間で再検討のうえ、ブロックとしての集約意見を決定。
R5.3	第2回漁場管理対策検討会及び役員会	各ブロックからの意見を踏まえ、提案書(案)を作成し、通常総会へ議案として提出。
R5.5	令和5年度通常総会	議案として上程された提案書(案)を審議し、議決。
R5.6～7	令和5年度提案行動	決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施。

2 提案書素案(詳細は2ページ以降)

- I 外来魚対策について(4項目)
- II 魚病対策について(4項目)
- III 鳥類による食害対策について(3項目)
- IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について(8項目)
- V 放射性物質による汚染対策について(4項目)
- VI ウナギの資源回復について(4項目)
- VII 内水面漁場管理委員会制度について(2項目)

3 茨城県の意見(案)

提案書に対する意見はなしとする。

令和5年度提案項目素案

I 外来魚対策について

令和5年度提案趣旨	
<p>「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が平成17年6月に施行され、特定外来生物の生きたままでの持ち出しや移植放流が制限されてきました。平成25年6月には同法が改正され、これまで飼養等の許可を受けた者のみにしか適用できなかった主務大臣による措置命令等を密放流者に対しても適用できるようにするとともに、措置命令の内容についても、放流した特定外来生物の回収まで命ずることができるようになりました。さらに、オオタナゴやコウライギギ等の1科、10種、1交雑種の魚類については平成28年10月1日から、ガー科全種及びガー科に属する種間交雑種については平成30年4月1日から規制の対象となりました。</p> <p>また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら法の整備が進む中、令和3年度においても未だ、共同漁業権936件中438件で外来生物による被害が発生しております。(事務局注：網掛け部分はアンケート集計後に修正します)</p> <p>このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が刺網や定置網等で自主的に駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
令和5年度提案	(参考) 令和4年度の回答・状況等
<p>1 オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害を把握するように努めるとともに、開発された駆除技術等をもとに、関係者と協力してそれぞれの水域の特性に応じた効果的な防除対策を戦略的に進められるよう、普及・指導を図ること。</p>	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産庁では、平成24年度から、国立研究開発法人水産研究・教育機構等に委託して、バス類やブルーギル、チャネルキャットフィッシュ等の効果的な駆除技術の開発を行っており、その成果を基に、外来魚の生育ステージや魚種、生息水域、季節に応じて、内水面漁協関係者等が効果的な防除対策を行うことができるよう、3冊のマニュアル「だれにでもできる外来魚駆除1～3」を作成して配布・周知しているところです。 2. 今年度からは新たに、外来魚の生息状況の把握や外来魚管理技術の研究を行う事業を支援し、引き続き技術開発と普及を進めてまいります。 3. また、今年度からは、内水面漁協による外来魚駆除活動を支援する「内水面水産資源被害対策事業」において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、執行の改善を検討しているところであり、このような取組を通じて、外来魚の生息状況や漁業被害対策を、今後も内水面漁協関係者や各県と協力して取り組んでいきたいと考えております。 4. 一方で、一部組合(漁業権で免許されている漁協を除く)において、遊漁料等を徴収し、利用している実態があるように聞いておりますところ、貴連合会としての方向性を定め、関係者に周知、指導するようお願いいたします。 <p>【国交省】</p> <p>地元市町村や都道府県の関係部局等と連携し、河川管理者としても特定外来生物等の防除対策に努めていく。</p> <p>【環境省】</p> <p>オオクチバス等広域で被害が生じている種の防除について、環境省</p>

		<p>では、ラムサール条約湿地等、生物多様性保全上重要な内水面において、漁業関係者と連携して防除モデル事業を実施してきました。こうした取組を通じて得られた知見をもとに、多様な主体により効果的な防除が実施されるよう、オオクチバス等の防除の手引きを平成 21 年に作成、平成 26 年に改訂しており、引き続き、防除技術等の普及に努めてまいります。</p> <p>外来種による被害状況については、環境省では、主に生態系に係る被害の把握に努めているところであり、漁業に係る被害については所管官庁である水産庁において把握されているものと理解しております。</p> <p>なお、特定外来生物に指定されている種を漁業権魚種として設定している漁業関係者に対しては、引き続き、水産庁と連携し、外来魚に頼らない漁業の実現に向けて、意見交換等を続けてまいります。</p>
2	<p>密放流行為を防止するなどの法の実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く法律の周知徹底を図るとともに、関係者と連携した取締りの強化や取締りに必要な予算の確保など、外来生物法違反の防止について具体的な措置を講ずること。</p>	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 特定外来法においてはオオクチバスやブルーギル等の特定外来生物を許可なく放出した者に対して当該生物の回収を命ずることができる等の措置を講じ都道府県及び関係団体に周知しております。 2. 河川や湖沼におけるオオクチバス等の特定外来生物の密放流は、漁協関係者のほか、釣り人を始めとする一般国民からの情報提供により明らかとなる場合が多いことから、水産庁では、リーフレットをリニューアルし一般の釣り人も多数集まるイベントや講習会、全国の釣具店で配布する等、特定外来生物の密放流防止を呼びかけているところである。引き続き環境省と連携してこれらの方々や関係団体の協力が得られるよう外来生物法の普及・啓発を推進してまいります。 <p>【環境省】</p> <p>環境省では、これまで外来生物法の違反行為に係る情報が得られた場合等には必要に応じて警察と連携するなど適切に対応してきており、今後も同様の対応を行ってまいります。</p> <p>また、現在、環境省が防除を実施している湖沼において、違法放流防止を目的として監視カメラや注意看板の設置等を検討しているところです。違法放流防止のためには、こうした取組に加え、外来生物問題に関する一般市民の理解の向上や取締りに対する警察の協力体制確保、一般市民による監視の強化等が効果的だと考えており、引き続き地方公共団体や民間団体等と連携して普及啓発等に努めてまいります。</p> <p>漁業関係者において密放流に関する情報を入手された場合は、地方環境事務所や水産庁、警察への積極的な情報提供をお願いいたします。</p>
3	<p>外来魚による食害を防止し、健全な内水面漁場を維持するためには、外来魚の駆除や、採捕した外来魚のリリースを抑制し回収を進めるための対策等が必要であり、漁業協同組合等が適切な対策が実施できるよう、予算の拡充を図ること。</p>	<p>【農水省】（3と4について一体的に回答）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産庁では、内水面漁業関係者が行う外来魚駆除・回収活動に対して、「内水面水産資源被害対策事業」により支援を行っているところです。 2. 昨年度からは、同事業において、目標設定と効果の検証が可能な計画を策定した上で駆除活動を実施するよう、執行の改善を検討しているところであり、このような取組を通じてより緊急性・必要性が高い水域に重点的に予算を配分し、内水面漁協関係者が、外来魚駆除・

4	<p>新たな水域で特定外来生物が発見された際に、効果の高い早期の対応を行うため、柔軟に使用可能な予算の確保や調査及び駆除への支援等、国が速やかに対応する枠組みを構築すること。</p>	<p>回収活動をより適切かつ効果的に実施できる体制の構築を図ってまいります。</p> <p>3. 一方で、一部組合（漁業権で免許されている漁協を除く）において、遊漁料等を徴収し、利用している実態があるように聞いておりますところ、貴連合会としての方向性を定め、関係者に周知、指導するようお願いいたします。</p> <p>【環境省】（3への回答）</p> <p>漁業被害を防ぐため又は健全な漁場を維持するための予算については、業の所管官庁である水産庁において措置されているものと理解しております。環境省においては、外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策について、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p> <p>【環境省】（4への回答）</p> <p>環境省においては、生物多様性の保全再生を目的として地方公共団体や地域の協議会等が実施する外来種の防除事業や早期防除計画の策定等に対して、生物多様性保全推進交付金により支援を行っております。外来種による生態系に係る被害を抑えるための対策については、引き続き、予算確保に努めてまいります。</p>
---	---	--

II 魚病対策について

令和5年度提案趣旨	
<p>「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、水産動物及び輸入防疫対象疾病や特定疾病等の見直しがなされ、更に、平成28年7月には水産防疫対策要綱が策定され、水産防疫に係る基本的な方向が示されたところであり、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が期待されているところであります。</p> <p>しかしながら現状をみると、重要種であるアユについては、冷水病による被害が根絶されていない状況にあり、また、平成19年には国内で初めてエドワジエラ・イクタルリ症が確認されるなど、予断を許さない状況が続いております。</p> <p>同様にコイについても多くの共同漁業権漁場において漁業権魚種とされておりますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の発生が確認されて以来、稚魚の放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっております。</p> <p>また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖および流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
令和5年度提案	(参考) 令和4年度の回答・状況等
<p>1 アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. アユの疾病については、平成23年12月に策定した「アユ疾病に関する防疫指針」に基づき、天然の河川・湖沼への病原体のまん延防止及び養殖場における疾病被害の防止を軸に対策を講じてきているところです。</p> <p>2. 冷水病については、令和3年に天然水域で25都道府県、養殖場では13都道府県において発生しており、平成13年から15年頃のピークと比べて低減しているものの、近年は下げ止まりつつあると承知しています。</p> <p>3. エドワジエラ・イクタルリ感染症については、令和3年に天然河川において5県、アユ放流種苗で4県、養殖アユでは3県で保菌（陽性事例）が確認されており、引き続き、発生状況を注視する必要があると考えています。また、海産遡上アユの保菌開始時期や感染源に関する知見等について、平成31年3月に魚類防疫技術書「河川におけるアユのエドワジエラ・イクタルリ感染症」としてとりまとめ、水産資源保護協会のホームページにて公表しています。</p> <p>4. 平成29年9月に既存治療薬（フロルフエニコール製剤）の効能拡大が承認され、アユの冷水病及びエドワジエラ・イクタルリ感染症の治療薬として使用可能となっております。</p> <p>5. 本年6月に水産試験場長会及び都道府県に対して事務連絡にてお知らせした内容ですが、養殖業成長産業化提案公募型実証事業を活用することにより、都道府県が水産用医薬品（アユのワクチン・治療薬を含む）の治験を水産試験場等で実施し、当該治験データの提供を受けた水産用医薬品メーカーが水産用医薬品の承認申請を行うといった対応も可能になっております。</p>
<p>2 KHV病発生から10年以上経過し、感染水域の拡大によ</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. KHVの発生件数は、KHV病防疫指針や内水面漁場管理委員会指示に</p>

	<p>って深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けた取組みについて、国が主導し進めていくとともに、近年蓄積された知見を踏まえ、公共用水域においても放流・移殖・持ち出しの制限を解除できるように国が主体となった研究開発を継続的に実施すること。</p>	<p>基づく感染が疑われるコイの移動制限等により、我が国で初めてKHVが確認された当時と比較して減少しています。</p> <p>2. 関係県からの要望を受け、平成30年度より水産技術研究所において「コイ放流試験技術連絡協議会」が設置され、放流再開に向けたデータ収集のため、関係県によるKHV未感染コイを用いたKHV既発生河川での暴露試験が行われています。放流再開に向けて、継続して知見の収集を行うことが必要であると考えており、状況を注視していきます。</p> <p>3. また、KHVの未報告水域や陰性確認水域へのまん延防止のため、今後も関係者の皆様におかれては、都道府県水産試験場等における放流魚の陰性確認や、内水面漁場管理委員会指示による既発生水域からのコイの移植・持ち出しの禁止等、まん延防止措置の徹底をお願いします。</p> <p>4. 令和4年は、本疾病の発生が多いことを踏まえ、発生状況をお知らせするとともに本年7月11日に事務連絡を發出しており、今後も、必要な情報を事務連絡の形で都道府県に提供していきます。</p>
3	<p>水生生物の輸入にあたっては、新たな疾病のまん延を防止するため、輸入後に仕向先の養殖場において健康状態や移動等について監視する際に閉鎖された隔離施設での管理することの法的な義務付けや、迅速な連絡周知体制及び感染経路の解明・防疫体制の整備を推進し、水際での対策に万全を期すこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 水生生物の輸入にあたっては、あらかじめ輸出相手国と二国間で衛生条件を締結し、輸入防疫対象疾病を広げるおそれがない水生生物のみ輸入を認めています。</p> <p>2. また、輸入された水生生物は、平成28年7月に策定した「水産防疫対策要綱」の別記「輸入水産動物の着地検査指針」に基づき着地検査が実施されており、同指針において、疾病が確認された際の手続きや連絡体制等が明記されているところです。</p> <p>3. 着地検査については、都道府県間の情報伝達を的確に行うため、「着地検査期間中に着地検査対象動物を移動する場合の手続について（令和4年5月20日付け消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室長事務連絡）」において都道府県間の情報伝達に関する様式及びフローチャートを示しており、ご活用をお願いいたします。</p> <p>4. 輸入防疫対象疾病の病原体を広げるおそれがないとは認められないときは、水産資源保護法第14条に基づく管理命令を発し、指定された施設において厳格に管理させる等の措置により、水際での対策に万全を期してまいります。</p>
4	<p>現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品開発では、市場の小さい魚種の医薬品の開発は行われず、使用可能な医薬品がない、もしくは非常に少ない状況が続いている。このような魚種に使用可能な医薬品が早期に実用化されるよう、具体的な対策を行うこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 農林水産省では、水産用医薬品の開発・実用化を促進するため、「水産防疫対策委託事業」により研究段階での基礎的な試験等に掛かる費用を、「希少疾病等用動物用医薬品実用化促進事業」及び「養殖業成長産業化提案公募型実証事業」により開発段階での承認申請の資料作成に必要な試験等にかかる費用を支援しています。</p> <p>2. 本年6月に水産試験場長会及び都道府県に対して事務連絡にてお知らせした内容ですが、養殖業成長産業化提案公募型実証事業を活用することにより、都道府県が水産用医薬品の治験を水産試験場等で実施し、当該治験データの提供を受けた水産用医薬品メーカーが水産用医薬品の承認申請を行うといった対応も可能になっています。</p>

Ⅲ 鳥類による食害対策について

令和5年度提案趣旨	
<p>平成19年6月の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」の一部改正により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。</p> <p>また、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。</p> <p>しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は依然として大きなものとなっております。</p> <p>更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害も多発しており、令和3年度の調査では共同漁業権936件中578件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっております。<u>(事務局注：網掛け部分はアンケート集計後に修正します)</u></p> <p>このように、全国的に重要な問題であるカワウを始めとする鳥類による食害防止にあたっては、被害防止のための効率的な手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、カワウ対策に関するマニュアルの整備をいただいているところですが、引き続き、このことに対する国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が切に望まれるところであります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
令和5年度提案	(参考) 令和4年度の回答・状況等
<p>1 カワウによる食害を軽減するため、既存の広域協議会と連携した全国的な連携体制を整備し、全国レベルでカワウ個体数を調整・管理する指針を策定し、駆除等を実施する等、国主導によるカワウ対策を推進すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>カワウについては、環境省において関係機関等から構成される広域協議会(全国に4ブロック設置)を設置し、被害対策等を連携して実施しているところであり、水産庁も関係機関として参加しているところです。</p> <p>また、来年度が、被害を与えるカワウの半減目標年であるため、環境省や関係都道府県等と連携し、カワウ対策を推進してまいります。</p> <p>【環境省】</p> <p>環境省と水産庁では、平成26年に「カワウ被害対策強化の考え方」をとりまとめ、その中で令和5年度までに被害を与えるカワウの個体数を半減することを目標として、カワウ対策に取り組んでいるところです。</p> <p>現在、東北、関東、中部近畿及び中国四国の各ブロックにおいて、関係都道府県等から構成される広域協議会を設置し、複数の都道府県が連携した広域的な取組を進めています。環境省では、各協議会で実践されている取組事例の収集や調査データの分析を行い、その結果を各協議会に共有することにより、協議会間の連携を図っています。また、環境省ホームページ「カワウの保護管理ぼーたるサイト」の更新を通じて、都道府県等への情報提供も行っており、引き続き、これらの取組を通じて、カワウ対策に関する全国的な連携確保に努めてまいります。</p>
<p>2 サギ類やカモ類による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 水産庁では、平成29年度より、「先端技術を活用したカワウ被害対策開発事業」を実施しています。</p> <p>2. 本事業では、効果的なカワウ被害対策の一環として、ドローンを活用してカワウが嫌がるテープを樹木に張ることや、巣にドライアイスを投下すること等による繁殖抑制手法の開発とその実用化を目指</p>

		<p>しており、得られた技術については、マニュアルとしてまとめ水産庁HPで公表するとともに、全国に配布しています。また、これらの技術の一部は、サギ類等にも活用可能であると考えられます。</p> <p>3. また、水産庁は、カワウ対策のためのドローン研修会（全国内水面漁業協同組合連合会主催）、環境省と連携して開催されるカワウ被害対策勉強会、技術開発等を通じて、カワウ被害対策が促進されるよう努めてまいります。</p> <p>【環境省】</p> <p>サギ類の生息状況等については、環境省が実施している「モニタリングサイト1000（陸生鳥類調査、里地調査、シギ・チドリ類調査）」、「鳥類標識調査」及び「全国鳥類繁殖分布調査」において、各調査地から観察記録が報告されています。このうち、「全国鳥類繁殖分布調査」については、平成28年度～令和3年度の調査結果を昨年度公表したところです。</p> <p>サギ類やカモ類に関する防除対策については、各地域の生息状況や被害状況・原因等に応じた対策が取られているところであり、環境省においても、各地域で実施されている対策方法について情報提供をするなどの支援を行ってまいります。</p>
3	<p>健全な内水面漁場を維持するため、カワウの食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 水産庁では、カワウ等の食害による漁業被害の軽減・防止を図るため、「内水面水産資源被害対策事業」により、内水面漁業関係者が行う駆除や追い払い活動等に対して支援を行ってまます。</p> <p>2. 今年度においても、カワウの被害状況調査、駆除のための定額補助として約1.4億円を確保しており、今後とも被害対策への継続的な支援ができるよう必要な予算確保に努めてまいります。</p>

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

令和5年度提案趣旨	
<p>平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、また、平成28年5月には森林・林業基本計画が、更に平成29年4月には水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されております。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。</p> <p>また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法が改正され、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されております。</p> <p>このような中、平成26年6月に「内水面漁業の振興に関する法律」が施行されましたが、同法には当連合会がこれまで行ってきた河川湖沼環境の保全に係る提案内容が、多く盛り込まれており、今後、関連施策の推進が必要となります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
令和5年度提案	（参考）令和4年度の回答・状況等
<p>1 河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、水源かん養林等の整備はもとより、森林伐採後の確実な造林等について森林所有者をはじめとする林業関係者への指導・啓発を行うとともに、適切な利水の推進により、土砂及び流木の管理、適正流量の確保、水辺環境の再生を図ること。</p> <p>併せて、大型台風や集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊が近年頻発しており、内水面漁業へも大きな被害をもたらしていることから、河川堤防の整備等、大規模災害に強い川づくりをより進めていくこと。</p>	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 林野庁では、森林の有する水源涵養機能や土砂流出防止機能等の維持・増進を図るため、保安林制度等による伐採制限や土地の形質変更に対する規制措置を講じています。また、森林所有者等による間伐等を促進する森林整備や土砂の崩壊・流出や流木の発生を抑えるための治山施設の整備等を推進しているところです。 平成19年度からは、林野庁と水産庁が連携し、漁場の上流域等において広葉樹林の造成や間伐等を行う「漁場保全の森づくり事業」にも取り組んでいるところです。 また、伐採後の確実な造林の確保に向けて、森林法において、市町村が策定する市町村森林整備計画に造林の方法などの規範を定めるとともに、森林所有者等に伐採前の届出や伐採後及び造林後の報告を義務づけており、これらの適切な運用がなされるよう指導等を行っているところです。 今後とも、これらの事業の推進や制度の適切な運用等により、森林の有する水源涵養機能の維持・増進及び土砂や流木の流出防止の対策に努めてまいりたいと考えています。 <p>【国交省】</p> <p>河川管理者として、総合的な土砂管理、適正な維持流量の確保、多自然川づくり等の取組を引き続き進め、河川環境の保全に努めていく。</p> <p>また、大型台風や集中豪雨など頻発化・激甚化する水災害を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直すとともに、堤防の整備等、治水対策の強化を進めていく。</p>
<p>2 水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、特に水生生物の生息に配慮した適切</p>	<p>【環境省】</p> <p>水生生物保全に係る環境基準や排水基準設定については、今後も科学的知見などの集積に努め、検討してまいります。</p> <p>また、規制的手法とは異なる自主的な取組の一つとして、生物応答試験を事業場排水等の水質評価に用いる手法について検討を行い、手</p>

	<p>な排水基準の設定及び栄養塩管理により、水質の保全を図ること。</p>	<p>法の特徴、留意点等を事業者等に向けた活用の手引きとして取りまとめ、HP に公表しています。</p> <p>(参考) 生物を用いた水環境の評価・管理手法に関する検討会 http://www.env.go.jp/water/seibutsu/conf.html</p> <p>第五次環境基本計画にもあるとおり、従来からの規制的な手法は維持しつつ、今後はこうした手法も含め、各主体の自主的な参画と連携を図りながら、生物の生息・生育環境の評価や維持・回復を目指す施策を水域や地域の特性に応じて展開できるよう取り組んでまいります。</p>
3	<p>漁場管理上支障を来している河川及び湖沼内樹木については伐採に努めるとともに、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うこと。</p>	<p>【国交省】</p> <p>河川内樹木については、河川管理上支障となる樹木の伐採に努めており、引き続き水産資源を含め、河川の環境面にも配慮して対応したい。</p> <p>また、河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指すことを目的として「かわまちづくり」を推進しており、市町村、民間事業者及び地域の関係者と河川管理者の連携の下、河川管理用通路やスロープの整備等の水辺の整備・利用に係る取組みを推進・支援していく。</p>
4	<p>河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを実施するとともに、引き続き、魚道の整備や改善を行っていくこと。</p> <p>また、災害復旧、復興事業の実施にあたっては、漁業への影響が最小限になるように配慮すること。</p> <p>さらに、個々の工事の事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるように配慮し、水生生物にとって最善な環境が保たれるよう維持管理の徹底を図ること。</p>	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地改良事業により、頭首工等の河川工作物の整備・改修等を行う際には、土地改良法に定められた「環境との調和への配慮」を踏まえ、当該河川に生息する魚類等が遡上・降下できる魚道の整備を進めています。 2. また、魚道が未整備、又は魚道が設置されているものの河川の流水による損傷や河床低下等により、魚類の遡上の障害となっている頭首工に対し、都道府県等が行う魚道整備等の支援を行っています。 3. 災害復旧事業においても、被災施設が環境に配慮した工法により施工されている場合等において、自然環境の保全に配慮した工法により復旧することが可能です。 4. 今後とも、水生生物の生息に適した環境が保たれるよう関係者との意見交換を行いつつ、これらの取組を進めてまいります。 <p>【国交省】</p> <p>河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するため、河川管理にあたっては多自然川づくりを推進している。また、災害復旧事業においても多自然川づくりの考えが反映されるよう、「美しい山河を守る災害復旧基本方針」の運用を図っている。特に魚道については、平成17年に内水面漁業関係者の協力も得て「魚がのぼりやすい川づくりの手引き」をとりまとめ、全国の河川で魚類の遡上・降下環境の一層の改善に取り組んでいる。</p> <p>引き続き学識経験者や地域の関係者の意見も踏まえて多自然川づくりを通じて、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に努めたい。</p>
5	<p>オオカナダモ、ミズタクチビルケイソウ、カワシオグサ等の異常繁殖は、河川湖沼の在来生態系へ脅威となるのみなら</p>	<p>【国交省】</p> <p>地元市町村や都道府県の関係部局等と連携し、河川管理者としても外来生物等の防除対策に努めていく。</p>

	<p>ず、内水面漁業の妨げになるなど重要な課題であるため、これらの異常繁殖の原因究明及び効果的な駆除・防除方法の開発とその異常繁殖防止に努めること。</p>	<p>【環境省】 水生生態系に影響を及ぼす外来水生植物については、特定外来生物に指定されているオオバナミズキンバイ及びナガエツルノゲイトウによる生態系被害を防止する観点から、琵琶湖において、地元自治体や協議会と連携して平成26年より防除事業を実施するなどしてきたところです。また、環境研究総合推進費によりオオバナミズキンバイの拡大防止策と効果的防除手法の開発にも取り組んだところであり、これらの事業の成果について、他地域でも活用できるよう、将来的にはマニュアル等を取りまとめたいと考えております。</p>
6	<p>内水面は水産物を供給する場であるほか、憩いの場やレジャーの場であるなど多面的な機能を有している。その内水面を持続的に活用していくために、自然環境保全の大切さや、オオクチバス等の特定外来生物や国内外来種等、本来生息しない生物が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を展開していくこと。</p> <p>特に、児童生徒に対して、環境保全の必要性や外来魚問題等を啓発することが大切であるため、国が出先機関を経由するなどして河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、現場において関係機関が密接に連携してより効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。</p>	<p>【農水省】 1. 水産庁では、「水産多面的機能発揮対策」により、河川清掃など環境保全活動のほか、多面的機能の理解・増進につなげるための児童生徒を対象とした自然体験学習等の取組に対して支援しています。 2. また、同対策では、一般の方を対象としたシンポジウムを開催し、日本各地で実施されている環境保全活動の事例を紹介すること等により、水産多面的機能の重要性についての普及啓発に努めているところであり、引き続き、こうした取組を推進してまいります。 3. なお、平成28年度から、地方公共団体に一定の費用負担を求めることとなり、内水面における活動組織数も平成27年度と比較して減少(H27:181→R3:79)していることから、地元都道府県又は市町村に対し、必要な予算が確保されるよう貴連合会からも働きかけをお願いします。</p> <p>【国交省】 子ども達が河川について学べるよう、各種団体とも連携して「ミズベアソビガイド」などの冊子を作成している。また、各河川事務所において、水生生物調査や水質調査などの現地学習を実施し、これらを通じて環境教育を推進している。引き続き、子どもたちが河川で学ぶ機会を創出できるよう関係機関と連携しながら取組を進めていく。</p> <p>【環境省】 外来種対策の主流化における学校教育の重要性については、平成27年に環境省・農林水産省・国土交通省で作成した外来種被害防止行動計画でも記載されており、これも踏まえ、平成29年に改訂された中学校学習指導要領においては、理科分野において、外来生物についても触れること等が盛り込まれているところです。</p> <p>外来種問題に係る普及啓発については、チラシ等の配布やイベントへの参画、日本動物園水族館協会をはじめとする関係機関との連携等により取り組んでいるところです。引き続き、普及啓発の取組を推進してまいります。</p> <p>【文科省】 国民への周知・啓発活動に関して、文部科学省としては月2回発行している「マナビィ・メールマガジン」を活用した情報提供のほか、都道府県・指定都市教育委員会の環境教育担当者に対して、適宜環境教育に</p>

		<p>関する情報を提供するなど、環境教育の推進に努めているところです。今後とも「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づき、関係省庁と連携して、環境教育の推進に取り組んでまいります。学校教育では、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領において、環境保全について、例えば、中学校の理科において「身近な自然環境について調べ、様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解するとともに、自然環境を保全することの重要性を認識すること」などを規定しています。また、外来生物について、例えば、小学校・中学校の理科において「気候変動や外来生物にも触れること」と規定しています。</p> <p>学習指導要領の総則においては、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫することなどについて規定しており、引き続き、環境教育の推進に取り組んでまいります。</p> <p>体験活動について、生命や自然を尊重する精神、環境保全に寄与する態度を養う観点から、児童生徒の自然体験活動は重要と考えております。体験活動の具体的な内容については、それぞれの学校において、その実情に応じて計画・実施されているところですが、文部科学省としても、小・中・高等学校における2泊3日以上宿泊体験や、学校教育における農山漁村体験活動の取組に対する支援などを行い、自然体験活動の推進に努めています。</p> <p>今後とも、関係省庁間で十分に情報共有や連携を図りながら、学校における自然体験活動を推進してまいります。</p> <p>【担当】 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課 (03-5253-2260) 初等中等教育局 教育課程課 (03-5253-2613) 初等中等教育局 児童生徒課 (03-5253-3289)</p>
7	<p>濁水現象が発生するダムについては、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、必要な対策を講じること。</p> <p>また、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響も懸念されていることから、ダムが河川の水産生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。</p>	<p>【国交省】</p> <p>ダム下流河川への放流による濁水の長期化について、国土交通省所管のダムでは、必要に応じて対策設備を設置するとともに、洪水後の濁水調査等を行ってきているところだが、引き続き、地元関係者と協議しつつ、設備の運用の改善や追加的な設備の必要性を検討するなど、適切に対応したい。</p> <p>河川の生物に関しては、ダム下流も含めて、水辺の国勢調査等においてモニタリングに努めていく。なお、貧酸素水放流やダムのヘドロの堆積による影響については、具体的な事例について当該ダムの管理者に相談してほしい。</p>
8	<p>アユについては、資源量の増減メカニズムが解明されてい</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. アユの生息状況等の調査については、内水面漁場・資源管理総合対</p>

<p>ない中、近年、特に日本海側では天然遡上アユの減少が著しい状況が続いている。関係都道府県と連携した調査・研究体制を早急に構築し、資源量の増減メカニズムを解明し、天然資源回復に向けた対策・方法等を示すこと。</p>	<p>策事業のうち「環境収容力推定手法開発事業」において実施しており、アユ資源の減少要因解明と対応策開発に取り組んでいるところ。今後とも、現場からのニーズ等を踏まえ、総合的に勘案しながら必要な調査体制が構築できるよう努めてまいります。</p> <p>2. なお、内水面漁場管理委員会には、漁業調整のために必要な事務を行うことや水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理することが求められていることから、アユの漁場管理について、同委員会が主体となって都道府県や漁協等と情報を共有し、連携して管理の在り方を検討することは、有益であり、アユ資源の有効かつ効率的な活用に資すると考えているところです。</p>
--	--

V 放射性物質による汚染対策について

令和5年度提案趣旨	
<p>「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。</p> <p>当該原子力事故により放射性物質による汚染が広範囲に広がっており、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしております。</p> <p>淡水魚については、基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。</p> <p>特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。</p> <p>また、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
令和5年度提案	(参考) 令和4年度の回答・状況等
<p>1 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 水産庁では、福島第一原子力発電所の事故直後から淡水域、海域ともに水産物の放射性物質検査を実施しています。検査結果については、水産庁のホームページに掲載し、正確な情報提供に努めているところです。</p> <p>2. 今後とも、関係自治体等と連携し、放射性物質による汚染の実態把握と安全な水産物の供給に万全を期してまいります。</p> <p>【環境省】</p> <p>東京電力福島第一原発事故に係るきめ細かな放射線モニタリングを確実に、かつ計画的に実施するため、政府により総合モニタリング計画が策定され、これに沿って関係省庁等が連携してモニタリングを実施し、公表しています。</p> <p>環境省では、河川、湖沼及び海域等について、平成23年9月からモニタリングを実施しており、令和3年度においても、当該モニタリングを継続して実施していきます。</p> <p>野生動植物については、ICRP（国際放射線防護委員会）が定める考え方に従い、淡水魚類ではメダカについて放射線影響調査を実施しております。最新の調査（令和2年度）では、繁殖成功率の低下等の可能性が否定できない程度の数値となりましたが、本評価はより大きな影響が生じうる条件を設定して計算した保守的な推定を行ったものであり、実際にこのような影響が生じていることを示すものではありません。</p>
<p>2 陸上への降雨等によって、放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。</p>	<p>【環境省】</p> <p>環境省では、福島県及び周辺都県の河川、湖沼等について、平成23年9月から継続的に放射性物質モニタリングを実施しており、その結果については環境省ホームページ※1で公表しています。</p> <p>令和2年度の放射性物質濃度の状況は、水質については、湖沼の数地点で放射性セシウムが検出された他は、ほとんどの地点で不検出（下限値：1Bq/L）でした。</p> <p>底質については、河川では東京電力福島第一原子力発電所（以下「福</p>

		<p>島第一原発」という。) 近くなど、一部限られた地点において比較的高いが見られる他は、経年的に、ほとんどの地点が減少傾向で推移しています。湖沼でも、福島第一原発近くなど、一部限られた地点で比較的高い値が見られる他は、おおむね減少傾向又は横ばいで推移しています。</p> <p>※1 令和2年度 水環境における放射性物質のモニタリング結果について</p> <p>https://www.env.go.jp/press/110789.html</p>
3	<p>河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、漁業の再開には除染対策の実施が必須であることから、有効な除染対策を検討し、実施すること。</p>	<p>【環境省】</p> <p>河川・湖沼については、一般的には、水の遮へい効果があり、周辺の空間線量への寄与が極めて小さいことから、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく除染の対象としておりません。当方針についてご理解いただければと思います。</p>
4	<p>淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスを解明するとともに、漁業の早期再開に向けた道筋や対策を積極的かつ早急に検討すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 既往の知見として、淡水魚は、体内の塩類を保持しようとする機能が働くことから、海水魚よりも放射性セシウムを排出しにくいことが分かっています。</p> <p>2. さらに、国立研究開発法人水産研究・教育機構が行った淡水魚が汚染されるメカニズムに関する研究によれば、</p> <p>① 魚の筋肉中の放射性セシウム濃度は餌の濃度以上には上がらないこと</p> <p>② 魚に取り込まれた放射性セシウムは非汚染環境下で飼育することで速やかに排出されること</p> <p>③ 河川では放射性物質が滞留しにくいいため、魚類の濃度は概ね低下傾向にあるが、空間線量が高い渓流域では、周辺陸域からの影響を受け、比較的高濃度の魚類が確認されていることが明らかとなりました。</p> <p>また、湖沼では、放射性物質が滞留しやすいため、現在においても環境中に存在する放射性物質の影響を受けており、魚類の汚染が継続していると推測されています。</p> <p>3. 引き続き、水産物における放射性物質の移行と排出機構の解明について、同機構において研究を行うとともに、漁業再開に向けて、出荷制限の解除が進むよう関係自治体等とよく相談してまいります。</p>

VI ウナギの資源回復について

令和5年度提案趣旨	
<p>内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されております。</p> <p>ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。</p> <p>このような中、「内水面漁業の振興に関する法律」が平成26年6月に施行され、内水面水産資源の増殖及び養殖の推進等について、国等の講ずべき事項が明記されました。更に、同法により、うなぎ養殖業者の許可制の導入や、管理団体の設立など全国的な資源管理の取組みが進められているところです。</p> <p>また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。</p> <p>内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。</p> <p>放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功しているものの未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>	
令和5年度提案	（参考）令和4年度の回答・状況等
<p>1 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 平成22年漁期から平成24年漁期まで3期連続してシラスウナギが不漁となり、養殖池への池入れ量が大きく減少したことから、水産庁では平成24年6月に、うなぎ養殖業者向け支援やウナギ資源の管理・保護対策等を内容とする「ウナギ緊急対策」を定めています。</p> <p>2. これを契機として、</p> <p>① 国際的な資源管理の取組みとして、平成24年から実施しているウナギ類の国際的資源保護・管理に係る非公式協議の枠組みにおいて、中国、韓国及び台湾とともにウナギ種苗の池入れ量の制限に取り組むとともに、</p> <p>② 国内においては、シラスウナギ採捕、親ウナギ漁業及びウナギ養殖業に係る資源管理を三位一体として進めることにより、ウナギの資源管理を推進しているところであります。</p> <p>3. 今後とも、国内外の取組を両輪としてニホンウナギの資源管理の取組を進め、資源の回復に努めてまいります。</p> <p>4. なお、貴連合会におかれても、平成29年の総会において、「ウナギの資源管理に係る取組方針」を決議され、資源管理を積極的に推進する方向性を打ち出されており、さらに平成30年には、全国内水面漁業協同組合連合会と連携し、全都道府県の内水面で、産卵に向かう下りウナギの保護に取り組む旨の共同決議をされております。当該取組については、自主的な取組を含め現在27都県で実施されているところであり、徐々に増加してきてはいますが、全国的な取組となるよう貴連合会の一層のご協力・後押しをお願いします。</p>
<p>2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. シラスウナギを採捕するための特別採捕許可については、採捕者に対して、シラスウナギの採捕数量と出荷先毎の出荷数量の定期的な報告の義務付け、さらには出荷先をあらかじめ指定する場合の当該</p>

<p>また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたところであるが、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締関係機関の連携体制を充実させていただき、実効性のある組織横断的な取締りにより、資源管理を一層推進すること。</p>	<p>出荷先に出荷することの義務付けを都道府県に対し助言してきたところであります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. また、採捕数量の報告の徹底を図るため、正しく報告をしなかったものに対して翌年漁期の許可を行わない等の処分の強化や未報告を発生させる要因の再点検等についても検討をお願いし取組を強化しているところであります。 3. 加えて、効果的な密漁対策が講じられるよう、正規の採捕者とそれ以外の者を区別するための写真付き証明書の発行や、ワッペンや帽子など現場で確認できるものの着用の義務化なども求めているところであります。 4. なお、現在、シラスウナギ漁業から販売に至るまで流通のトレーサビリティ導入を確実に実施するため、導入の課題や現地事業者の負担感を最小化する簡便な仕組みを評価・設計する事業を実施しているところです。 5. 今後とも、流通の透明化に向けて、これらの対策の浸透を図り、シラスウナギ流通の問題点の改善を図ってまいります。 6. また、令和2年12月に施行された改正漁業法において密漁防止のための罰則が大幅に強化され、特定水産動植物については、許可等に基づく採捕を行う場合を除き採捕が禁止され、これに違反した者に対する罰則は、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金とされました。 シラスウナギについては、特定水産動植物に指定され令和5年12月から罰則が適用されることとなり、この間に関係都道府県において現在の特別採捕許可から知事許可漁業に移行されることとなっております。知事許可漁業化に伴う各都道府県の対応について関係者との調整等が必要となることから内水面漁場管理委員会としても適切な対応を願います。 7. 密漁防止対策につきましては、各都府県、海上保安庁、警察庁、水産庁等の関係機関が漁関係漁業者等と連携することが効果的であることから、関係者が連携し、情報共有、漁業者による監視、パトロール等の密漁対策への支援等を行うことにより密漁対策の総合的な推進に努めてまいります。
<p>3 来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。</p>	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 水産庁では、従前よりウナギの生息状況や生態等の調査のほか、効果的な放流方法の検討等を行っており、令和2年度からは「資源回復のための種苗育成・放流手法検討事業」により、産卵回遊に向かうニホンウナギの実態把握等の調査を実施しているところです。 2. また、ウナギの生息環境改善のため、平成28年度から、「鰻生息環境改善支援事業」により、内水面漁業者が行う石倉増殖礁等の設置の取組に対して支援しています。本事業では、令和3年度末までに、18府県38河川2湖沼において石倉増殖礁を設置しており、令和4年度においても現在のところ、12河川での設置を進めているところです。 3. 今後とも、関係者と連携しつつ効果的な対策の推進に努めてまいります。

		<p>【国交省】</p> <p>全ての川づくりに共通して、多自然川づくりを推進し、河川の連続性を確保するため、魚類の遡上、降下環境の一層の改善に取り組んでおり、引き続き、ニホンウナギを含む生物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に努めていく。</p>
4	シラスウナギの大量生産技術の実用化に向けた取り組みを一層推進していくこと。	<p>【農水省】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ウナギについては、平成26年度から水産庁委託事業により、人工種苗の生産技術の開発を行っているところである。 2. 人工授精に用いる卵質の向上、飼料の改良、自動給餌システムなど、依然として解決すべき課題は残されているため、産学官の連携により、人工種苗大量生産技術の確立に向け、引き続き取り組んでまいりたい。

VII 内水面漁場管理委員会制度について

令和5年度提案趣旨		
<p>内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。</p> <p>近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。</p> <p>一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。</p> <p>つきましては、下記の事項について提案いたします。</p>		
令和5年度提案	(参考) 令和4年度の回答・状況等	
1	<p>内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。</p>	<p>【農水省】</p> <p>1. 内水面漁場管理委員会は、漁業法の下で漁業権の免許や都道府県内水面漁業調整規則の策定を始め、内水面における漁業に関する事項について広範にわたって処理する重要な機関であります。</p> <p>2. 令和2年12月に施行された改正漁業法においても、資源管理の強化や水域の有効活用を図っていく中で、内水面漁場管理委員会の役割はさらに重要性を増すものと認識しており、引き続きこの役割・機能を発揮していけるよう、制度が維持されたところです。</p> <p>また、内水面漁場管理委員会の運営に必要な漁業調整委員会等交付金についても、引き続き、確保に努めてまいります。</p>
2	<p>独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。</p>	



資料No 3-1

漁 第 667 号
令和 4 年 10 月 3 日

茨城県内水面漁場管理委員会
会長 高杉 則行 殿

茨城県知事 大井川 和彦



令和 3 年度資源管理の状況等の報告について

漁業法第 90 条第 1 項に基づき、漁業権者から報告のあった漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等について、適切かつ有効に活用していることが確認されましたことを報告します。



漁業権にかかる資源管理状況等の報告について

令和4年10月6日

茨城県農林水産部漁政課

1 資源管理状況等の報告義務化

- ・漁業権者は漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況等を1年に1回以上、知事に報告することが義務付けられている。

(漁業法(昭和24年法律第267号)第90条第1項及び漁業法施行規則(昭和25年農林省令第16号)第28条第1項)

- ・知事は、同報告に係る事項に関する意見を付して、1年に1回以上海区漁業調整委員会(※内水面は内水面漁場管理委員会)へ報告することが義務付けられている。

(漁業法第90条第2項及び漁業法施行規則第28条第3項)

2 報告の概要

- ・対象期間 令和3年1月から12月までの間
- ・報告期限 3月31日(養殖業)又は総会終了後1ヵ月以内
- ・報告方法 規定の様式による。
- ・報告内容 主に以下の項目について報告

共同漁業権

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 資源管理に関する取組の実施状況 | (2) 漁獲量その他の漁場活用状況 |
| ①漁業関係法令の遵守状況 | ①漁業の種類ごとの組合員行使権者数 |
| ②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況 | ②漁業の種類ごとの延べ操業日数 |
| ③資源の増殖に関する取組の実施状況 | ③採捕者数(遊漁券の販売枚数) |
| ④その他の取組 | ④魚種別増殖実施量 |

区画漁業権(魚類)

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 資源管理の状況 | (2) 生産量その他の漁場の活用状況 |
| ①漁業関係法令の遵守状況 | ①漁場の面積、構造、施設数等 |
| ②漁場環境の保全等の取組 | ②魚種ごとの生産量及び生産金額 |

区画漁業権(真珠)

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 資源管理の状況 | (2) 生産量その他の漁場の活用状況 |
| ①漁業関係法令の遵守状況 | ①漁場の面積、構造、施設数等 |
| ②漁場環境の保全等の取組 | ②母貝数、生産量及び生産金額 |

3 報告結果について

共同漁業権漁場 ※漁業権の公示番号、漁場（河川）、漁業権者（漁協）はP.9 参照

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

- ・各漁場とも、漁業権者から行使者（組合員）に対して、漁業法及び県漁業調整規則等、漁業関係法令について指導が行われ、法令が遵守された。

②採捕の制限に関する取組の実施・遵守状況

○共通

- ・各漁場とも、組合員により、漁業の方法、統数又は規模の制限、区域及び期間等について、漁業権行使規則の規定が遵守された。

○第1種共同漁業権漁場

- ・茨内共第19号漁場において、しじみの輪番操業が行われた。
- ・茨内共第23号漁場において、しじみの採捕日を自主的に制限する保護区域が設定された。

③資源の増殖に関する取組の実施状況

○第1種共同漁業権漁場

- ・茨内共第19号漁場において、しじみ稚貝の保護（再放流）が行われた。
- ・茨内共第23、24号漁場において、しじみ稚貝の種苗放流が行われた。
- ・茨内共第24号漁場において、しじみ及びごかい（えむし）の禁漁区域が設定された。

○第5種共同漁業権漁場

- ・各漁場において、増殖義務に基づいた漁業権対象種の放流が行われた。
- ・茨内共第4、5、12～15、17号漁場において、カワウの追い払いが行われた。
- ・茨内共第4、9～13号漁場において外来魚の駆除活動が行われた。
- ・茨内共第4、9～13号漁場において、あゆ、ふな、うぐい、おいかわの産卵場造成が行われた。

④その他の取組

- ・各漁場において、組合員による定期的な密漁監視活動が行われた。
- ・茨内共第2、4、5、12、13、15号漁場において学生を対象としたフナ、アユ等の放流体験又はサケの採卵見学会、茨内共第15号漁場においてアユの友釣り教室が開催されるなど、地元の水産業への理解を深める活動が行われた。
- ・茨内共第1、9～14、24号漁場において、組合員、地域住民及び遊漁者等による漁場清掃活動が行われた。

(2) 漁獲量その他の漁場活用状況

①漁業の種類ごとの組合員行使権者数

②漁業の種類ごとの延べ操業日数

・別表1、2のとおり。

③採捕者数（遊漁券の販売枚数）

・別表3のとおり。

④魚種別増殖実施量

・別表4のとおり。

区画漁業権漁場（魚類）

【公示番号：茨内区第1号（水戸市谷中池） 漁業権者：（有）小平鯉金魚養殖場】

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

・漁業関係法令が遵守された。

②漁場環境の保全等の取組

・魚の状態を見ながら、注水及び酸素（エア）等をしながら、漁場環境を悪化させないように管理された。

(2) 生産量その他の漁場の活用状況

①漁場の面積、構造、施設数等

・漁場面積 : 3,858 m² ・養殖施設構造 : 木材
・養殖施設数 : 1,655 m² ・左のうち使用施設数 : 1,655 m²

②魚類の生産量及び生産金額

・生産量 : 金魚等 370,000 尾
・生産金額 : 1者のみの免許であるため、金額は公表しない

区画漁業権漁場（真珠）

【公示番号：茨内区第4号（小野川） 漁業権者：戸田真珠(有)、新利根漁協】

【公示番号：茨内区第5号（小野川） 漁業権者：清和真珠(株)、新利根漁協】

【公示番号：茨内区第6号（新利根川） 漁業権者：大湖真珠(株)、新利根漁協】

(1) 資源管理に関する取組の実施状況

①漁業関係法令の遵守状況

・漁業関係法令が遵守された。

②漁場環境の保全等の取組

・養殖数量を適切に管理し、漁場環境を悪化させないように管理された。
・養殖施設を適切に管理し、他者の漁業生産活動を妨げていない。

(2) 生産量その他の漁場の活用状況

①漁場の面積、構造、施設数等

茨内区第4号

・漁場面積 : 12,400 m ²	・養殖施設構造 : 筏式
・養殖施設数 : 筏 120 台	・左のうち使用施設数 : 筏 100 台
・母貝数 : 41,000 個	

茨内区第5号

・漁場面積 : 12,000 m ²	・養殖施設構造 : 筏式
・養殖施設数 : 筏 6 台	・左のうち使用施設数 : 筏 5 台
・母貝数 : 10,000 個	

茨内区第6号

・漁場面積 : 3,000 m ²	・養殖施設構造 : 筏式
・養殖施設数 : 筏 46 台	・左のうち使用施設数 : 筏 46 台
・母貝数 : 20,902 個	

②魚類の生産量及び生産金額

茨内区第4号

・生産量 : 1,200 匁
・生産金額 : 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない

茨内区第5号

・生産量 : 2 貫目
・生産金額 : 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない

茨内区第6号

・生産量 : 3,885 個
・生産金額 : 実施主体が1者のみの免許であるため、金額は公表しない

※ 1 匁=3.75g (真珠 4~5 個)

1 貫=1,000 匁 (3,750g)

表1 漁業権漁場ごとの漁場活用状況(第1種共同漁業権)

報告期間: 令和3年1月~12月

漁場番号	茨内共第1号			茨内共第19号			茨内共第20号			茨内共第21号			茨内共第23号			茨内共第24号		
	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (キログラム)	漁獲金額 (千円)	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (キログラム)	漁獲金額 (千円)	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (キログラム)	漁獲金額 (千円)	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)	延べ操業日数 (人・日)	漁獲量 (トン)	漁獲金額 (千円)
行使権者数(人)	94			172			88			88			1,509			327		
漁業の名称																		
えむし																40	0	25
しじみ				650	220	0				206	135	0	43,200	1,412	565,078			
かき	0	0	0												40	0	5	
あさり	0	0	0															
はまぐり	0	0	0															
備考	資源保護のため休漁																	

表2 漁業権漁場ごとの漁場活用状況(第5種共同漁業権)

報告期間: 令和3年1月~12月

漁場番号	茨内共第2号	茨内共第3号	茨内共第4号	茨内共第5号	茨内共第6号	茨内共第9号	茨内共第10号	茨内共第11号	茨内共第12号	茨内共第13号	茨内共第14号	茨内共第15号	茨内共第17号
行使権者数(人)	66	43	352	268	214	131	131	131	136	1,509	327	3,742	312
漁業の名称	延べ操業日数(人・日)												
えび	0	1,050				28	0		45	1,252	44		
こい	0	450	600	94	90	213	93	1,090	52	710	264	700	0
ふな	30	450	2,320	1,880	90	1,105	263	1,380	92	747	252	1,300	17
うなぎ		780	3,150	2,100	900			220		31,978	982	1,900	17
わかさぎ	0	330				0	10		100	152	23		17
もつご		1,050	500	580	35								
ひがい			0	0									
たなご		1,050	230	130	149	0	0						
うぐい			0	9						4,510	12	200	0
にごい			0	12					0	126			
どじょう			730	500	90	344	20						
なまず			210	154									
あゆ			0	115					0	60,641	9	14,000	10
おいかわ		1,050	0	295	0				0	12,010	16	200	0
ぼら			0	0						827	152		
はぜ									10	3,078	266	900	0
かじか										4,530			
やまめ										1,200		800	60
いわな												100	0
もろこ		1,050							0				
さくらます										350		200	
備考													

表3 遊漁券発行状況

漁業権漁場	種類	発行枚数※
茨内共第2号	雑	0
	投網	8
茨内共第3号	雑	1,850
茨内共第4～6号	あゆ	5
	雑	51
茨内共第9、10号	雑	124
茨内共第11号	雑	0
茨内共第12号	あゆ	0
	雑	102
茨内共第13号	あゆ、やまめ	321
	さくらます	22
	雑	37
	投網	49
茨内共第14号	雑	32
茨内共第15号	あゆ、やまめ、いわな	1,890
	さくらます	7
	雑	201
	投網	21
茨内共第17号	あゆ、やまめ、いわな	1,282
	雑	65

※日券、年券合算

表4 魚種別増殖実施量

報告期間：令和3年1月～12月

：漁業権非対象種

：目標増殖量公示無しの種類

魚場番号	茨内共第2号		茨内共第3号		茨内共第4号		茨内共第5号		茨内共第6号		茨内共第9号		茨内共第10号		茨内共第11号		茨内共第12号		茨内共第13号		茨内共第14号		茨内共第15号		茨内共第17号			
	公示	実績	公示	実績	公示	実績	公示	実績	公示	実績	公示	実績	公示	実績	公示	実績	公示	実績	公示	実績	公示	実績	公示	実績	公示	実績		
ふな		500kg	100kg	550kg	325kg	75kg	400kg	100kg	100kg	75kg	400kg	400kg	100kg	100kg	400kg	200kg	200kg	200kg	200kg	200kg	200kg	200kg	200kg	350kg	350kg	350kg	350kg	
うなぎ		1,000kg	30kg	45kg	35kg	10kg				10kg			10kg			150kg	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg	100kg	5kg	5kg			
わかさぎ		200万粒	1000万粒				50万粒				50万粒		50万粒			200万粒	200万粒	200万粒	200万粒	300万粒	300万粒	1,000万粒	1,000万粒		100万粒	100万粒		
たなご						3,000尾				3,000尾																		
うぐい																												
あゆ					300kg											10kg						10kg			2,000kg	300kg	2,000kg	300kg
かじか					300kg																							
やまめ稚魚																												
やまめ成魚																												
いwana稚魚																												
いwana成魚																												
さくらます																												
備考																												

内水面における第1種及び第5種共同漁業の漁場計画 概要

1. 公示番号 (茨内共)	1	19	20	21	23	24	1. 公示番号 (茨内共)	2	3	4	5	6	9	10	11	12	13	14	15	17	
(1) 漁業種類等	第1種共同漁業						(1) 漁業種類等	第5種共同漁業													
ア 漁業種類	第1種共同漁業						ア 漁業種類	第5種共同漁業													
イ 漁業の名称	第1種共同漁業						イ 漁業の名称	第5種共同漁業													
えむし					○	○	えむし														
しじみ		○	○	○	○	○	しじみ														
かき	○					○	かき														
あさり	○						あさり														
はまぐり	○						はまぐり														
えび							えび	○	○				○	○		○	○	○			
こい							こい	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ふな							ふな	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
うなぎ							うなぎ		○	○	○	○			○		○	○	○	○	○
わかさぎ							わかさぎ	○	○				○	○		○	○	○			○
もつご							もつご		○	○	○	○									
ひがい							ひがい			○	○										
たなご							たなご		○	○	○	○	○	○							
うぐい							うぐい			○	○									○	○
にごい							にごい			○	○					○	○				
どじょう							どじょう			○	○	○	○	○							
なまず							なまず			○	○										
あゆ							あゆ			○	○					○	○	○	○	○	○
おいかわ							おいかわ		○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
ぼら							ぼら			○	○						○	○			
はぜ							はぜ									○	○	○	○	○	○
かじか							かじか										○				
やまめ							やまめ										○			○	○
いわな							いわな													○	○
もろこ							もろこ		○							○				○	○
さくらます							さくらます										○			○	○
ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで						ウ 漁業時期	1月1日から12月31日まで													
(2) 漁場の位置 (代表河川名)	利根川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	那珂川	澗沼 澗沼川	(2) 漁場の位置 (代表河川名)	常陸利根川 利根川	牛久沼 谷田川	小貝川	鬼怒川	飯沼川 仁連川	新利根川	小野川	利根川	桜川	那珂川 緒川	澗沼 澗沼川	久慈川	大北川	
3. 漁業権者(漁協)	はさき	関東 小貝川	関東	関東	那珂川 那珂川第 一	大澗沼	3. 漁業権者(漁協)	常陸川	牛久沼	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根 小貝川	鬼怒小貝 関東 鬼怒利根	鬼怒小貝 関東	新利根	新利根	新利根	桜川 霞ヶ浦	那珂川 那珂川第 一	大澗沼	久慈川	大北川	
4. 免許日	平成26年1月1日						4. 免許日	平成26年1月1日													
5. 存続期間	平成26年1月1日から令和5年12月31日まで						5. 存続期間	平成26年1月1日から令和5年12月31日まで													

令和4年10月6日
水産振興課

令和4年度久慈川アユ友釣り教室の結果について

1. 趣旨

茨城県は全国有数のアユの漁獲量を誇り、釣り人の間でも好釣り場として知られるが、大震災以降アユ遊漁者の数が減少し、地域経済にも影響を与えている。

アユ釣りは、主に「友釣り」と呼ばれる独特の方法で行われ、「技術が難しい」「道具が高い」「きっかけがない」など、その他の釣りと比べて始めるのが難しい釣りであることから、久慈川において初心者向けのアユ友釣り教室開催を支援することにより、新たにアユ友釣りを始める遊漁者の加入、定着を促すことで、遊漁者の回復を図る。

2. 実施状況

(1) 事業実施主体

- ・大子町：(一社) 大子町振興公社
- ・常陸大宮市：元気な郷づくり(株)
- ※ 双方に対して久慈川漁協が全面的に協力

(2) 実施日及び場所

- ・大子町地区 場所：湯の里公園

開催日	参加者数	釣果(尾)	備考
7月16日(土)	20	22	
7月23日(土)	19	26	申込20人
7月30日(土)	17	23	申込20人

参加者数 56人 (女性14人)

- ・常陸大宮市地区 場所：道の駅かわプラザ

開催日	参加者数	釣果(尾)	備考
8月11日(木・祝)	18	26	申込20人
9月3日(土)	18	4	申込20人
9月17日(土)	8	20	8/28の振替 8/28の申込20人

参加者数 44人 (女性10人)

- ・両地区参加者合計 100人 (女性24名)
- うち県内在住：76名 (女性16名)
- うち県外在住：24名 (女性8名)

(3) 内 容

参加費：3,000 円

開催日：土日、祝日に絞って開催

道 具：全て貸与（竿・たも・ベスト・ベルト・タイツ・鮎タビ・アユ舟・
 匣缶）

インストラクター：参加者へマンツーマンで実釣中心に指導

(4) 教室の状況

- ・参加者に「アユを釣らせること」が中心となっており、竿の仕掛け準備、おとりの取り付け、取り込み等は、参加者ではなくインストラクターが実践する形式であった。
- ・参加者は、10代から70代までの個人、家族連れであり、令和元年度、3年度と同様に幅広い年齢層であった。
- ・前日に上流で降った雨による川の濁りなど、条件が悪く、アユを釣ることができない参加者も見られたが、アンケートの結果、「楽しかった」との回答が全体の85%と好評であった。
- ・2回以上教室に参加した参加者は11%と、一部リピーターとなっていた。
- ・日帰り教室20,000円の実費負担をしてもよいと回答したのは9%、宿泊プラン15,000円の実費負担(宿泊費別途)をしてもよいと回答したのは27%、道具レンタル6,000円の実費負担(指導なし)をしてもよいと回答したのは48%と、実費負担を肯定する回答が一定数あった。
- ・インストラクターから、安全確保面でもマンツーマンは必要との意見がある反面、事務局からは、インストラクター確保数20名/日は難ありとの意見であった。

(5) 今後の課題、取り組み案

- ・教室参加者に対して、アユ友釣りへの定着状況を把握する必要がある。
- ・単日レジャーとして参加してもらう機会ではなく、真剣にアユ友釣りを始め、続けてもらう機会を提供する企画内容、体制を検討する必要がある。

